

2 川 監 公 第 1 5 号

令 和 2 年 8 月 1 1 日

財政援助団体等監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和元年12月10日付け1川監公第8号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

2 川 総 コ 第 6 5 号

令和 2 年 6 月 3 0 日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 嶋崎 嘉夫 様

同 沼沢 和明 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和元年 1 2 月 1 0 日付け 1 川監報第 6 号で提出のありました財政援助団体等監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和元年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

### 1 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

#### (1) 適正な実績報告書の提出を求め、適切に審査すべきもの

##### [指摘の要旨]

川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年規則第7号）第11条によると、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果及び補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならないとされている。休日（夜間）急患診療所運営費補助金の実績報告書をみたところ、次の事例があった。

市は、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を提出するよう求めるとともに、団体が保有する資料を確認するなど適切に審査されたい。

ア 法人本部経費に含まれる駐車場代など補助対象外の経費が含まれていた事例

イ 旅費交通費など一部の科目について集計が誤っていた事例

##### [措置内容]

指摘事項については、公益社団法人川崎市医師会に対し、適正な実績報告書を作成し提出するよう通知を行いました。また、同医師会から提出された実績報告書について補助要綱等の規定に基づき審査を行い、適正に作成されていることを確認しました。

今後は、適切な審査に努めます。

（公益社団法人川崎市医師会）

（健康福祉局保健医療政策室）

### 2 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

#### (1) 負担金の対象経費の算定を適正に行うべきもの

### [指摘の要旨]

川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金の協定書によると、負担金の対象となる公共地下歩道は、通路、広場、階段等とされ、市が別途委託するエスカレーター等については対象から除外するとされている。また、負担金の対象は、公共地下歩道を公共の用に供するために必要な清掃、警備保安、照明等の経費とされ、負担金の算定基礎となる共同管理経費に公共地下歩道面積の地下街対象面積（地下街面積から公共駐車場等の面積を除いたもの。以下同じ。）に対する割合を乗じて算出した金額に、更に利用目的の割合等を乗じて算出されている。

負担金の算定についてみたところ、公共地下歩道面積にテナント等が専用する面積の一部が含まれていた。また、協定書に定めた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分とが整合していなかったことにより、負担金に市の委託料に含まれる経費の一部が算入され、一方で負担金に算入されるべき経費の一部が算入されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社と協議して、公共地下歩道面積の算定を適正に行うとともに、委託料に係る経費の取扱いと地下街対象面積の取扱いを整理し、負担金の算定を適正に行われたい。

### [措置内容]

指摘事項については、公共地下歩道からテナント等が専用する面積の一部を除外した上で、協定書を再締結しました。また、同協定書に基づき、協定書に定めた地下街対象面積の区域と共同管理経費の会計上の区分が整合していることを確認した上で、令和元年度の負担金を支出しました。

今後は、適正な事務執行に努めます。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

(2) 財務諸表に対する注記を適正に記載すべきもの

[指摘の要旨]

会社法（平成17年法律第86号）により作成が義務付けられている各事業年度に係る計算書類のうち個別注記表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）において、関連当事者との取引に関する注記その他の表示すべき項目が定められており、開示対象となる関連当事者の取引の範囲や開示する項目については、関連当事者の開示に関する会計基準及びその適用指針に記載されている。

川崎アゼリア株式会社の損益計算書及びその個別注記表をみたところ、損益計算書の営業外収益に、関連当事者である市との重要な取引に該当する公共歩道維持管理負担金が計上されているものの、個別注記表に関連当事者との取引に関する注記が表示されていなかった。

市は、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、川崎アゼリア株式会社に対し、関連当事者の概要、会社と関連当事者との関係、取引の内容その他必要な事項を個別注記表に表示するよう指導し、適正に財務諸表が作成されていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(川崎アゼリア株式会社)

(経済労働局産業振興部商業振興課)

(3) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 賞与引当金を計上すべきもの

公益法人会計基準に基づき作成した貸借対照表について、負債の部に賞与

引当金が計上されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、当該法人と会議を行い、令和元年度決算から賞与の引き当てを行うことを確認するとともに、適正に賞与引当金が計上されていることを財務諸表により確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

### 3 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

#### (1) 指定管理者の収入として適正に計上すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の指定管理に関する協定書によると、自動販売機の設置による収益は指定管理者の収入とするものとされている。

自動販売機の設置による収益についてみたところ、当該収益は職員の福利厚生目的の親睦会の口座に入金されていた。

市は、自動販売機の設置による収益の状況を確認するとともに、指定管理者に対し、指定管理者の収入として適正に計上するよう指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、該当施設における自動販売機の設置による収益の取扱いについて確認した上で、適正に計上するよう指定管理者に対して口頭で指導を行い、事業報告書の事業収支状況に適正に計上することを確認しました。

今後は、適正な収支状況の把握に努めます。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

#### (2) 指定管理業務に係る収支の区分を明確にすべきもの

[指摘の要旨]

川崎市立労働会館で指定管理者が開催する各種講座は、自主事業に位置付けられており、川崎市立労働会館の管理に関する基本協定書によると、自主事業に係る費用は指定管理者の負担とされている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、自主事業に係る収支が指定管理業務に係る収支と区分されておらず、自主事業に係る収支を含む業務全体の収支差額によって指定管理料が算定されていた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にするよう指導するとともに、指定管理業務に係る収支を適正に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収支を適正に把握できるよう指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支の区分を明確にした収支予算書及び収支報告書を作成・提出するよう指導し、収支予算書及び収支報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、指定管理業務に係る収支について適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(3) 指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

川崎市生活文化会館で指定管理者が開催する各種講座は、指定管理業務のうち指定管理者が企画する業務である提案事業に位置付けられており、指定管理料は、収支予算書において定めた提案事業を含む指定管理業務全体の収支差額によって算定されている。

収支予算書及び収支決算書をみたところ、指定管理料の算定後において講座の

大幅な変更が行われていたが、その収支の変更について市の確認が行われていなかった。

市は、指定管理者に対し、提案事業に係る収支の報告を求めるなど、指定管理業務に係る収支の状況を適正に把握されたい。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し、連絡調整会議での協議だけでなく提案事業に係る収支の区分を明確にした事業報告書を作成・提出するよう指導し、事業報告書により収支の区分が明確になっていることを確認しました。

今後は、指定管理業務に係る収支について適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(4) 正確な収支状況を把握すべきもの

[指摘の要旨]

事業報告書における収支状況を確認したところ、次の事例があった。

市は、指定管理者に対し、正確な収支状況を報告するよう求めるとともに、収支状況の確認を適切に行われたい。

ア 川崎市生活文化会館の事例

公租公課その他複数の科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、正確な収支状況を報告するよう指導し、適正に修正された事業報告書を指定管理者から受理しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

イ 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例



施設整備等補助金収入に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

ウ 川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園の事例

補助金事業収入その他複数の科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人照陽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

エ 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

退職金に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

オ 井田老人デイサービスセンターの事例

業務委託料その他多くの科目に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(5) 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

[指摘の要旨]

公益法人会計基準によると、一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して、当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更に、これに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならないとされている。

川崎市中部身体障害者福祉会館の収支報告書、法人決算書及び総勘定元帳を突合したところ、指定管理者は、一般正味財産から充当する特定資産のうち車両購入準備積立預金の積立額を、指定管理業務に係る収支報告書では経常費用に計上しており、市は、これを当該事業年度における支出として把握し、評価を行っていた。

一般正味財産から充当する特定資産の積立額を当該事業年度に要した費用であるかのように記載することは妥当ではない。市は、指定管理者に対し、各事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を確実に行われたい。

[措置内容]

指摘事項については、車両購入準備積立預金の積立金を経常費用に計上しないよう指導するとともに、指定管理者から適正に記載した収支報告書を受理しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(6) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

ア 収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市生活文化会館において、翌日までに取引金融機関に預け入れることとされている駐車場利用料に係る収納金を、月末において一括して収納して預け入れを行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、連絡調整会議の場において、指定管理者に対し、駐車場利用料金に係る収納金を原則収納の翌日までに取引金融機関へ預け入れるように指導を行い、令和2年3月1日分から運用を改め、適正に収納金が預け入れられていることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

イ 旅費事務を適正に行うべきもの

川崎市聴覚障害者情報文化センターにおいて、職員への旅費の支給を改正前の規定に基づいて行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、当該法人と会議を行い、職員の出張に対して支給する旅行雑費は、神奈川県職員の例に準じて支給するよう改善していることを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ウ 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市立労働会館の事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(イ) 川崎市生活文化会館の事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- b 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行い、指定管理料で購入した本市帰属備品については備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

(ウ) 川崎市特別養護老人ホームひらまの里の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(オ) 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(カ) 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、不存在であった備品について物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(キ) 川崎市特別養護老人ホームしゅくがわらの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の備品について廃棄済であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて物品不用処分の決定を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(社会福祉法人鈴保福祉会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ク) 井田老人デイサービスセンターの事例

- a 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
- b 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- c 指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品について指定管理者の備品管理簿が作成されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、所在不明の備品について廃棄済であることを確認し、廃棄により不存在であった備品と併せて物品不用処分の決定を行いました。また、指定管理者が持ち込んだ備品及び指定管理者の経費により購入した備品については、備品管理簿を作成したことを確認しました。

今後は、適正な管理に努めます。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(ケ) 川崎市聴覚障害者情報文化センターの事例

a 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

b 指定管理者に貸与している本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理料で購入した又は指定管理者に貸与している本市帰属備品について、備品整理簿への登載を行いました。

今後は、適正な管理に努めます。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

エ 事業計画書で定める業務を適正に実施すべきもの

川崎市生活文化会館において、事業計画書に記載された事項のうち実施されていないもの、必要な記録等が作成されていないものがあった事例

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者に対し事業の実施状況を適切に反映させた事業報告書を作成するよう指導し、令和元年度の事業報告書にて確認しました。

今後は、業務の適正な管理に努めます。

(公益財団法人神奈川県労働福祉協会)

(経済労働局労働雇用部)

オ 収支状況の報告について適正に指導すべきもの

特別養護老人ホーム8施設の事業報告書の収支状況報告において、計上科目の記載について施設ごとの取扱いが異なっていた事例

[措置内容]

指摘事項については、統一した基準を明確にした上で、指定管理者に対し、基準に基づいて収支報告を行うよう指導し、統一した基準で収支状況が報告されたことを確認しました。

今後は、適正な収支報告が行われるよう指導に努めます。

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

カ 報告書等の提出を適正に行うべきもの

(ア) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、定められた期間内に事故報告書を提出するよう口頭で指導し、令和2年2月までの事故報告書については適正に提出されたことを確認しました。また、令和2年3月については該当する事故がないことを確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(イ) 川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎の事例

セルフモニタリングに関する報告が定められた期間内に行われていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、口頭で指導を行い、該当施設から期限内に提出され、セルフモニタリングシートの内容について確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)



(ウ) 川崎市特別養護老人ホームすみよしの事例

事故報告書が定められた期間内に提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、定められた期間内に事故報告書を提出するよう口頭で指導し、その後の事故報告書については、適正に提出されたことを確認しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(社会福祉法人セイワ)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(エ) 井田老人デイサービスセンターの事例

提出することとされている半期分の財務関係資料が提出されていなかった。

[措置内容]

指摘事項については、半期分の財務関係資料が提出されたことを確認しました。また併せて、半期終了後30日以内に提出するよう指導しました。

今後は、報告書等の提出について適正な管理に努めます。

(特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

キ 費用を適正に計上すべきもの

(ア) 川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里の事例

事業報告書の収支状況報告において、租税公課に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、適正な収支報告書を提出するよう指導し、収支報告が適正に行われていることを確認しました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)

(イ) 三田福祉ホームの事例

資金収支計算書において、保守手数料に計上誤りがあった。

[措置内容]

指摘事項については、指定管理者から誤って計上した保守手数料は適正に会計上の振替処理を行った旨の報告があり確認を行いました。

今後は、収支報告の適正な確認に努めます。

(社会福祉法人ともかわさき)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

ク 事業を適正に把握すべきもの

川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎において、デンタルサポート事業が事業計画書等に定められておらず、市が事業を把握していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、事業内容等について該当施設に確認を行い、指定管理事業報告書及び収支状況報告書に適切に記載されていることを確認しました。

今後は、事業の適正な把握に努めます。

(社会福祉法人和楽会)

(健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)